

ラウントリー以前に考案された 「貧乏線」のアイデア⁽¹⁾

アラン・ジリー
原 剛(訳)

“Identifying the poor in the 1870s and 1880s” by Alan Gillie
In the *Economic History Review*, 61, 2 (2008), pp. 302-325

貧乏線というものが1870年代と1880年代にイングランドとウェールズで考案されて、救貧法が認めなかった新しい階級、「貧乏な人々」を定義した。本論はおよそ40地域で主に公立初等学校学務委員会（school board、以下では学務委員会と略記）が採用した貧乏線の説明と、それが広く使われるようになった経緯と、具体的な貧乏線を採用するときに取り入れられた要件を示す。とくに貧乏線をめぐる主な論争、および救貧法に対して貧乏線が提起した問題点を検討し、ついでにブースとラウントリーが、その後何年も後で提案した貧乏線とそれとを比較する。

救貧法の対象は、貧乏な人々一般でなく、生活困窮者であった。たとえば、1876年の救貧法会議において、オックスフォード大学の民法法欽定講座担当教授は、「この法律が救貧法保護司に指令することは、保護司が貧乏について如何に深い憐憫を感じるとしても、人々を貧乏から救済することではなく、生活困窮から、すなわち最低生活必需品の絶対的な欠乏から救済することにあります」と述べている。さらに彼は救済が正当化されるのは「同胞が窮乏のために死ぬのを助ける」場合のみであるとも述べた⁽²⁾。それゆえに、救貧法の目的ののっとれば、困窮していない貧乏な人々を定義する必要はなかった、言い換えれば貧乏な人々と暮らし向きのよい人々とを区別する基準を考案する必要はなかったのである。

しかし貧乏線とは暮らし向きのよい人々と貧乏な人々とを区別する基準であった。その線以下の世帯は貧乏である。貧乏だが、たいてい生活困窮者ではない。貧乏線より上の世帯は貧乏でない。貧乏線というアイデアは今よく知られており、その歴史の俗説もよく知られている。それによると、そのアイデアはチャールズ・ブースが1887年にロンドンで、そしてシーボーム・ラウントリーが1899年にヨークで、具体的に貧乏を規定したことから始まったとされる。

しかしイングランドとウェールズの全土で1870年代と1880年代に、主として学務委員会によ

て考案された貧乏線は、あまり良く知られていない。いや、本誌に掲載された論文が、ブースの「貧乏線」と、ロンドンの学務委員会が1884年に採用したがこれまで知られてこなかった貧困の基準とが、似ていることを明らかにするまで、それがあったことさえ知られていなかった⁽³⁾。その論文はおおむねブースを扱い、二つの学務委員会の貧乏線だけを挙げて、それが1870年の教育法に法的根拠があることを大まかに述べている。しかしそれを発見しただけでも、貧乏線という観念が1887年にブースによって発明されたと、現在ひろく信じられている過ちを正すのに十分であった⁽⁴⁾。この誤って信じられてきたことのために、ブース以前の貧乏線が研究されなかったことは確かである。それが一般に今まで知られてこなかったもう一つの理由は、おそらくその残された証拠が断片的で、散逸しているからである。他の証拠がなかったり、それを判断するのに必要な前後関係の適切な記述がないので、どのような証拠の意味も評価することが困難であった。いかなる理由によるにせよ、前記の最初の発見が、もっと広い範囲の読者を対象とする書物のなかで報告されるようになったとはいうものの、研究はまったく進んできていない⁽⁵⁾。

この初期の貧乏線はもっと注目されて然るべきである。それは、ブースとラウントリーの有名な貧乏線より先に出されたばかりでない。それは、救貧法が認めなかった新しい種類の人々を「貧乏な人々」と定義し、救貧法の原則と一致しない政策を行なおうとしたのである。したがって本稿の目的は、その定義とその定義にいたる前後関係を包括的に記述すること、および救貧法に対する挑戦を説明すること、ならびに、いままでに40箇所で見出された貧乏線を記述しつつ、貧困に関する特定の基準を採用するにいたった論理から何が引き出されるかを明らかにすることである。

第I節では、専門的な位置づけが有用であろうから、有名なラウントリーとブースが示した例によって、貧乏線のあらましを述べる。第II節では1870年の初等教育法にさかのぼって、前記の二人の貧乏線以前の貧乏線の例を示し、それが出された経緯を吟味する。III節からV節は（「経済的」で「宗教的」な）当時の論争を記述し、1876年の教育法以前と以後の貧乏線によって提起された問題点を記述する。第VI節は1870年代と1880年代の貧乏線を再吟味し、それを定めさせた影響力も再検討し、それをブースとラウントリーの貧乏線と比較する。

I

貧乏線の特徴の幾つかを想起する便利な一つの方法は、ラウントリーの貧乏線とブースの貧乏線の相違に注目することである。ラウントリーによると、例えば、おとな二人こども四人の6人家族の所得が、家賃と地方税を差し引いて、20シリング6ペンス未満ならば（1899年のヨークでは）貧乏だった。こどもの数の多少に応じたラウントリーの貧乏線がいくらの所得になるか、表1と図1で示されている。

表1 ラウントリーの貧乏の基準：住居費差し引き後の週当たりの所得（ヨーク 1899年）
 家族の成員数（こどもを含む）

	2	3	4	5	6	7	8	9	10
成人2人	9/2	12	14/10	17/8	20/6	23/4	26/2	29	31/10
成人1人	8/4	11/2	14	16/10	19/8	22/6	25/4	28/2	31

注：所得は、成人一人の週当たりの最低必要支出の推計：成人一人3シリング8ペンス（食料3シリング、衣料6ペンス、家庭用品2ペンス）、こども一人2シリング10ペンス（食料2シリング3ペンス、衣料5ペンス、家庭用品2ペンス）、プラス1家族あたり1シリング10ペンスの燃料（石炭）。ラウントリーは2~3人家族、4~5人家族、6~10人家族の住居費をそれぞれ2シリング6ペンス、4シリング、5シリング6ペンスとした。表中の数字に住居費を加えると「住居費」を含む貧乏の基準が得られる。

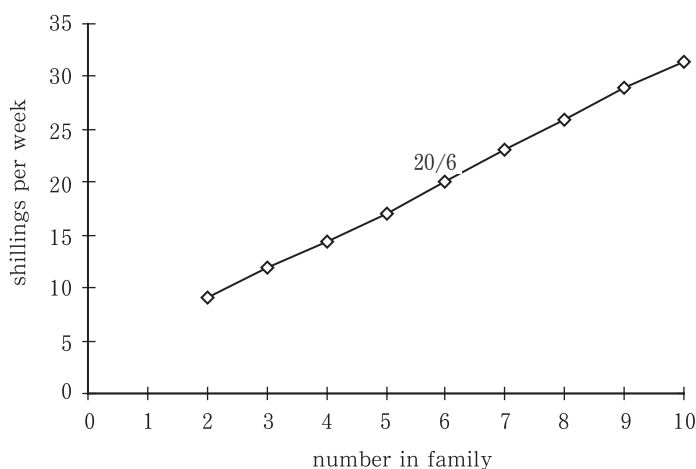


図1 ラウントリーの貧乏の基準（1889年ヨーク）

ブースの貧乏線はラウントリーほど明細でなく、「かなりきまった収入だが、辛うじて生活できる程度の所得であり、たとえば普通の人数の家族で週当たり18シリングないし21シリングがそれである」⁽⁶⁾。ブースは貧乏の基準を提案したわけではなかった。ブースが普通という家族の人数は、2人から4人の子のいる家族で、それより子の数が多い家族や少ない家族に相当する所得を述べていない。ラウントリーは最低必要支出を推計し（表1の注）、暖房費の支出は1家族あたり定額だが、他の支出については家族構成に応じて算出している。ブースは、そうしなかった。ブースが示唆した18シリングから21シリングを正当化する明白な理由がないので、ブースの伝記作者の結論は、その数字は「世間一般の意見」と一致するものだったにちがいないということだった⁽⁷⁾。もう一つ違う点は、ブースが規定した所得からは、家賃が払われなければならないが、ラウントリーが定義した貧乏線の所得の額は、家賃と地方税を差し引いた後の額である。その違いを見るために、おとな2人、こども4人の家族の場合を考えてみよう。家族の所得が21シリング強であれば、その家族はブースの貧乏線より上に位置したであろう。しかしある家族がラウントリーの貧乏線の上にいるためには、26シリング（20シリング6ペンスと5シリング6

ペンスの家賃)が必要で、ブースの基準より20パーセント以上多い。ラウントリーは、自分の基準とブースの基準は匹敵すると主張したが、ラウントリーの基準のほうがブースの基準より高かったことが、この例によっても、分かる⁽⁸⁾。さらに、ブースが貧乏(poverty)を「欠乏」(want)(悪化した形態の貧乏)および「生活困難」(distress)(悪化した形態の欠乏)とは違うとし、したがって困窮(destitution)とは違うとしたことにも注目しなければならない。「私の貧乏の定義は、実際にすべての自立している貧しい人も含んでいて、救済を必要とする状態よりずっと上の状態である」⁽⁹⁾。もちろん、何をもって貧乏と言うか、考え方はいろいろある。そのことを心に留めて、ブースとラウントリーに先行した貧乏線を考えるとよいであろう。またそれを評価するためには、その貧乏線と学務委員会との関係の説明が必要である。

II

1870年の初等教育法はロンドンに学務委員会を設立することを定めた。そしてイングランドとウェイルズのその他の地域では、地方税の納税者が希望すれば、それを設立することとし、希望しない場合でも、私塾でない初等学校の定員が不十分な都市、または教区で効率よい初等教育が適切に与えられていない地域では、その地域の児童のためにそれを設立することとした⁽¹⁰⁾。初等学校はすでにキリスト教会の諸教派によって設立されていて、教派から資金を提供され、それに教育省の補助金と授業料収入が加えられていた。学務委員会は公立初等学校の学童定員を必要ならだけ増やすこととされた。公立学校の資金は善意の寄付でなく、学務委員会規則によって地方税納税者に課される教育税の収入と、教派学校と同様に政府の補助金とによって資金を与えられた。学務委員会は幾つかの理由で授業料を徴収することを求められた。まず親たちは子供の初等教育費の全額を、あるいは少なくともその費用の一部を、負担するべきだと考えられた。授業料によってまかなうことが可能な費用が教育税を取ることによって納税者に転嫁されるべきでないというのが、地方税納税者の利益を代弁する見解であった。次に授業料に依存した教派経営の諸学校は、公立初等学校が授業料を無料にして不公平な競争になることに反対したのである⁽¹¹⁾。

学務委員会は、初等学校を提供したばかりでなく、5歳から13歳までの年齢の児童の通学を(学校の選択は親にゆだねて)強制する条例を作る権限をも与えられていた。1870年の初等教育法は、政府が自ら通学義務を課することには積極的でなく、管轄地域で義務教育を導入するか否かを決めるのは、各地の学務委員会に一任した。学務委員会は3年ごとに地方税納税者によって選挙されたので、義務教育にするかどうかは、地域の有権者の意見によって左右された⁽¹²⁾。

学務委員会が考慮しなければならなかった一つのことは、親たちが自分の子を通学させることを強制されても授業料を払えなかった場合にどうするか、ということであった。政府は義務教育制を認める法案を作成したとき、その問題が生じることを予想していた。救貧法を使うというの

は一つの意見だった。しかし貧民保護司によって救貧税から支給される救貧手当を受け取ると、受給者は被救済貧民（pauper, 以後、貧民と記す）となった。そして貧民は社会的な失格者という烙印を押されて、選挙権も剝奪された。政府にとって、有料の義務教育によって貧民が作り出されるという非難を招くのは、政治的に得策でなかったであろう。また新しい教育法によって課されることになったところの今までなかった負担の故に救済を受給したために、貧しい親たちが貧民になることを強えられるのは不当だと思われたであろう。したがって政府は学務委員会が独自に授業料について援助することを認めた。

1870年法の第17条は学務委員会が彼ら自身の学校で授業料を免除することを認めた。

「学務委員会が設立した学校に通学する児童は誰でも、学務委員会が教育省の同意を得て規定した授業料を納めなければならない。しかし親が貧乏であるためにそれを納めることができないと委員会が考えたとき、いかなる子の場合にも臨機に、6ヶ月を超えない期間に渡って継続的に、授業料の全部または一部を免除することができるが、その種の免除は、親に与えられる教区の救貧手当であると考えられてはならない」⁽¹³⁾。

しかし親たちは、学務委員会の学校でなくローマカトリック教会、イングランド国教会、あるいはプロテスタントの教派の学校に子を通わせることを選ぶかもしれない。教育法の第25条は、親が望むなら、その授業料も学務委員会が払うことを認めた。

「学務委員会は、管轄地区に在住する児童が私塾でない初等学校に納めるべき授業料の全部または一部を、親が貧乏のゆえに納めることができないと判断した場合に、委員会が適切と考えるならば、臨機に、6ヶ月を超えない期間にわたって継続的に支払うことができる。またその種の支払いは、児童が親の選んだ初等学校以外の公立初等学校に在籍することを条件にして支払われたり、拒否されたりしてはならない。またその種の支払いは教区からその親たちに与えられる救貧手当とみなされてはならない」⁽¹⁴⁾。

この権限の消極的な性質に注目すべきである。学務委員会は自分自身の初等学校で授業料を免除したり、他の学校が請求する授業料を代納したりしななければならないわけではなかった。しかしそれを行った場合には、免除も代納も（救貧税からでなく、地方教育税からの支出なので）教区の救貧手当とみなされるべきでなかった。つまり援助された親を貧民としてはならなかったのである。さらに言えば、授業料の免除や代納にあたって、学務委員会は委員会全体として、貧困とは何かについて意見を明確にしておかなければならなかった。

1871年、アッシュトン・アンド・ラインの学務委員会からの報告が、その対応の例を示して

いる。委員の一人が「私は委員会が『貧乏』という言葉の意味を定義することを望み、それは所得に対する家族の人員の比率で定めるのが最もよいと思う」と述べた。言い換えれば、彼は学務委員会が貧乏を計る尺度を採用することを勧めたのである。彼は単純化するために、家賃を支払う前の所得を使うことを勧めた。「家長が週に 21 シリング稼ぐとして、彼がそれをどのように使うかを学務委員会が考える必要はないであろう。彼が払う家賃は、週に 2 シリング 6 ペンスでも 3 シリングでもよかった。学務委員会は単に総所得と家族の中の人数を取り上げた」⁽¹⁵⁾。学務委員会が授業料を免除したり代納したりする時に、貧乏の基準として（たとえば給付申請者の家具の課税評価でなく）週当たりの所得を使ったことは驚くにあたらないと思われる。一人の子の初等学校の授業料は 9 ペンスを超えるはずはなく、普通ならば 3 ペンスか 4 ペンスで、1 ペンスということさえあり得た⁽¹⁶⁾。

無償教育の唱道者は授業料徴収に反対する論拠として、貧乏を計る尺度を考案するという問題を利用した。たとえば、ジョン・モーリーは「ある地区で、いかほどの所得なら授業料が負担できて、いかほどの授業料が妥当なのか」と不審げに述べた⁽¹⁷⁾。しかしそれこそが、学務委員会が直面した問題であった。貧乏とは何を指すのか、授業料を納入できない状態とは何を指すのか、ということに関する学務委員会の中での有力な意見によって、様々な答えが予想されるであろう。

W. H. スミスは 1873 年に出された諸地域の学務委員会の様々な答えに注目した。スミスは学務委員会が授業料を免除したり代納したりすることに反対だった。というのも、彼は自助を奨励し、救貧強制労働院（workhouse）に收容しない場合の救済を厳しく制限することを主張した慈善組織協会の理事会の理事の一人であり、学務委員会が授業料を代納することを、事実上、院外救済の延長と考えたからである。スミスはロンドンの学務委員会の委員でもあり、ウェストミンスター選出の下院議員であり、教育問題に関する保守党のスポークスマンでもあった。彼は学務委員会が「リーズではリーズなりに、マンチェスターではマンチェスターなりに、リヴァプールではリヴァプールなりに等々という仕方では貧乏の基準を定めた」ことが不満であった⁽¹⁸⁾。スミスはこれらの基準がどのようなものだったか述べていないが、それは次の図 2 に示されている。

マンチェスターの学務委員会は 1871 年初めに貧乏の基準を定めた。それは、二人家族（親一人、子一人）の家賃支払い後の週あたり所得が、一人あたり 4 シリング、3 人ないし 4 人家族では一人あたり 3 シリング 6 ペンス、5 人以上の家族では一人あたり 3 シリングであった⁽¹⁹⁾。同じ基準が 1871 年の後で、ヘッドワース・モンクトンおよびジャロウの学務委員会、ステイブリッジ学務委員会、チェスターフィールド学務委員会、リヴァプール学務委員会によって選ばれた。キングズウインドフォードの基準も同様なものであった⁽²⁰⁾。しかし 1872 年にリヴァプールの基準は一人あたり 2 シリング 6 ペンスに引き下げられたが、逆に 1875 年に 5 人以下の家族については引き上げられた⁽²¹⁾。このように、1873 年にスミスが語った時点では、マンチェスターとリヴァプールの基準の間の差異は最大であった。

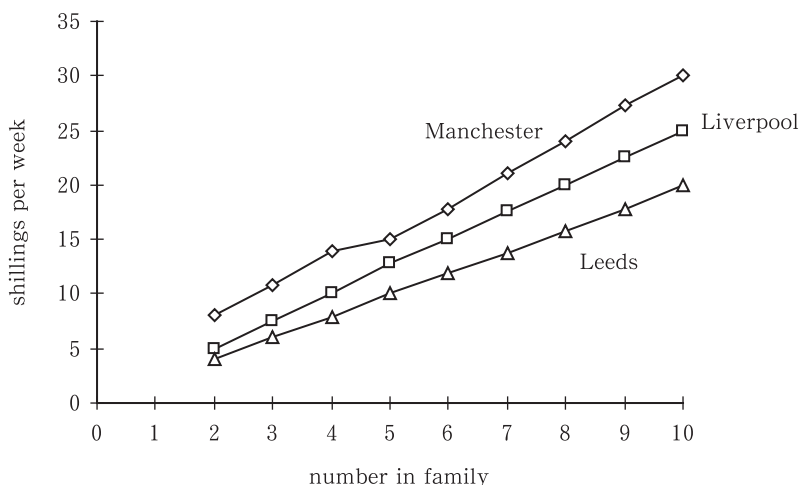


図2 学務委員会の貧乏の尺度（住居費差し引き後）

しかしマンチェスターの基準とリーズの基準の間の差異はもっと大きかった。1872年にリーズの学務委員会は「授業料代納による救済」に関する通学督促委員会の勧告を受け入れた。

「通学督促委員会は、リーズの救貧教区連合の貧民保護司の実践を確認してその経験を大いに参考にするべきであると提案した。同委員会は一家族の総所得から家賃を差し引いた金額が成人男性一人あたり4シリング以下、成人女性一人あたり2シリング以下、児童一人あたり1シリング6ペンス、または家族全員の一人あたり2シリング以下であるならば、授業料免除の申請が受理されるべきであると勧告し、かつ他のすべての申請はその理非について慎重に考慮されるべきであると勧告する」⁽²²⁾。

スミスは、リーズの学務委員会の貧乏の基準がもっと低いことを知っていた。その基準は、窮迫した者だけを救済することを意図した救貧法の救済の基準に近づけて考案されたものであったから、驚くことはなかったのである。ポーツマスの学務委員会の1873年の基準も似たようなものであった⁽²³⁾。

スミスの例は、家賃を差し引いた後の所得によって貧乏の基準を明記した学務委員会から取ったものである⁽²⁴⁾。他の例は、家賃を払う前の所得を明記している。それらの例は図3に示されている。それは1871年9月にソールフォードで決められた貧乏の基準を示している。最初に提案された基準は家賃を差し引いたものであったが、5月に提案されたものは家賃を差し引かない所得で、これに決められた⁽²⁵⁾。後者はアシュトンアンダーラインの学務委員会が勧告したもので、1871年7月に採用された⁽²⁶⁾。ソールフォードで最終的に採用された基準は、隣のクランプソル学務委員会でも採用された⁽²⁷⁾。

ダービーの学務委員会の基準は、家賃を差し引かない所得を明記したので⁽²⁸⁾、リーズの基準より高いことはなかったであろう。しかしその基準は1871年にエクセターでも採用され、また1873年にギルダサムで採用された基準もこれに類似していた⁽²⁹⁾。ダービーの一人の住民が文部省に申し立てたとされる苦情によると、ダービーの救貧強制労働院内の貧民のための食費だけでも、学務委員会が（尺度で）示しているところの授業料以外の食料、衣類、家賃、その他の必需品の手当てを上回っていた。これに対して学務委員会は、救貧強制労働院の費用については証拠がないと論争して、学務委員会が定めた費用は、ダービーの貧民保護司が与える院外救済手当てより3シリング高い基準を採用しており、そのうえ学務委員会は葬儀貯金や貯金組合への掛け金や、たとえば病気のための臨時出費、および同居人などから入る所得は、度外視していると述べた。学務委員会は、もっと高い水準を採用しなかった理由を説明して次のように述べた。

「克己勉強して働く親が、自分の子たちの教育のために授業料を払った後で、だらしなく、怠惰で、放縦な親たちの子たちの教育のために教育税を納付しなければならないことをひどいと思えるのは正当であろう。そのようなけしからぬ親の態度は、貧乏を計る基準を大いに高くした現実の結果であろう。また彼らは、慈善救助が貧民を作り出すという一般的な影響を考察せざるをえない……」⁽³⁰⁾。



図3 学務委員会の貧乏計測の尺度（家賃差し引き前）

マンチェスターの学務委員会は貧しい人々に対してもっと同情的だった。この委員会の指導的な委員の一人は、彼らが援助する親たちの中には「行跡はよいが子沢山で、不熟練の労働者の階級に属している」ことに気がついていた⁽³¹⁾。これとちがって、ダービーの学務委員会は、援助が貧民を造りだす影響に焦点を合わせた。そして、援助の潜在的な受給者を「だらしなく、怠惰で、

放縦だ」と述べた人は、救貧法の伝統的な主義を正当化する態度を繰り返したのであり、貧しい親たちへの学務委員会の援助に対して「経済的に反対」する態度を支持したのであった。

III

1870年初等教育法の第17条と第25条に対する経済的反対の理由は、学務委員会による授業料の免除なり代納なりが、地方税納税者に不公正な負担を負わせることになり、自助にたいする動機を親から失わせることになるということであった。1872年に、そのことは、スコットランド教育法案の審議のなかで大いに論議された。その法案はスコットランドで初等教育を義務教育とし、スコットランド全土に公立学務委員会を設立することを提案したのである⁽³²⁾。その法案は1870年の法律にならって、「貧乏のゆえに子の授業料を払えない親」のために、授業料を学務委員会が処理することを提案した⁽³³⁾。しかしその提案はスミスが提案した修正動議によって否決された。スミスは、

「一機関としての学務委員会は、親たちが授業料を払う能力があるか否かを判定することができるようには構成されていない。スコットランドの救貧法委員会と教区委員会のほうがそれにはもっと適当である。私は、その修正によって、子の学費を払うことができないような人物が貧民の汚名を着せられることになると分かっているが、それは仕方がないことで、しかもそのような人物の数はごく少ないであろう」

と述べた⁽³⁴⁾。

したがってスコットランドでは、子を通学させる義務を負わされたが、授業料を支払えない親は、教区の救貧手当を申請しなければならなかった。それゆえにスコットランドの学務委員会が「貧乏」とは何かについて見解をまとめることや、貧乏の基準を考案することを要請されることはなかった。そのような基準はアイルランドでも必要とされなかった。なぜならばアイルランドでは、貧しい親たちは有料の学校に子を通学させることを強制されなかったからである⁽³⁵⁾。

言うまでもなく、スミスの立論は1870年教育法の第17条と25条に対する反対でもあった。スミスが授業料を払えない親の数は「極めて少ない」のではないかと言ったとき、彼は親が授業料を払えるかどうかを救貧法関係者の役人が調べるならば、厳しい基準を使うだろうと考えたとされる⁽³⁶⁾。学務委員会が救貧法委員会と同程度に厳しいはずはなかった。そして政府の閣僚であった W. E. フォスターは、その条項が「学務委員会の浪費をまねく」という苦情があることを認識していた。彼は授業料の免除と代納に含まれる「浪費」と、貧乏に関して学務委員会がまとめる見解や新しい「貧乏」階級とが、直接に関係するというを、容易には理解できなかった

た⁽³⁷⁾。かりにリーズとダービーの基準がもっと高ければ、「貧乏」と言われる人の数は増えたであろう。1871年にマンチェスターの学務委員会の一人の委員は「学務委員会が十分に機能し始めるようになると、委員会は自分たちが決めた基準にしたがって、4分の1ないし3分の1の生徒の授業料を払わなければならないであろう」と述べた⁽³⁸⁾。反対にマンチェスターとソールフォードの貧乏の基準が仮に低かったとすれば、「貧乏」と見なされる人の数が減り、したがって学費の援助を受ける人の数も減るであろう。

困窮している者だけを援護するべきだという救貧法の原則への挑戦は明らかだった。サンドン子爵は「学務委員会が、学童の親の金銭上の立場について非常に寛大な見解を取るということは、大いにあり得ることではないか」と質問した⁽³⁹⁾。別の批判者は「この扶助が、外見においても名称においても、院外救済でないようにみせかけるために、別の経路（学務委員会）を通して与えられるという事実そのものによって、その扶助が救貧に相当する階級より上の階級に対して、もっと寛大に与えられようとしていることが分かる」と述べた⁽⁴⁰⁾。「貧民はすでに救貧法によって対処されてきたのだから、いまや我々は新たな貧乏階級を作ろうとしているのである。貧民でない人々は、自分の子のための授業料を払うべきである」という反対論にフォスターは注目した。そして彼は「我々は新しい義務を課そうとしている。それゆえに新しい貧乏な階級を定める必要がある。救貧法の救済を受けていないが、授業料を納めるのは非常に困難な親たちが大勢いるのである」と述べた⁽⁴¹⁾。

1870年教育法の第17条または25条のもとに学務委員会によって特定され、扶助されたその「新しい階級」は貧乏な人であって、生活困窮者ではなかった。ウィリアム・ハーコートはいみじくも「これらの条文の根底にある原則が広く使われるようになると、我が国の救貧法の制度全体を崩してしまうであろう」と述べた。そしてそれは、言うまでもなく、後の立法に先例を提供したのであった⁽⁴²⁾。

IV

第17条も第25条も経済的な見地から反対されたが、第25条は、「宗教的な理由からの反対」をも受けた。公立学務委員会は、教育地方税から教派経営の学校の授業料を支出することができ、そうすることによって、非国教会の諸教派に反対する納税者をして、それらの教派が経営する学校を援助させる仕儀に陥らせた。その結果、第17条に関する議論は、第25条に関するもっと大きな論争の中に埋没した。そしてそのことが、1870年初等教育法に対する急進派と非国教徒の激しい反対の焦点になり、自由党政府に対する支持が崩れ始めた⁽⁴³⁾。

その反対が起こった理由の一つは、その法律が学務委員会経営の学校の無償教育を定めなかったり、イングランドとウェールズ全土で学務委員会経営の初等学校への通学を義務付けなかった

りしたことであった（同法は教派経営の初等学校の生徒定員数が十分な地区では、通学を強制する唯一の学校である公立学務委員会経営の初等学校を設置するように求めなかったのである）。しかし反対の声は主として宗教をめぐる論争から生じた⁽⁴⁴⁾。第 25 条は特に憤慨された。何故ならば、政府が 1870 年に、支持者からの抗議に応じて、教派が経営する（私立の）初等学校に対して学務委員会が地方税から援助を提供する、という提案を撤回したからである。したがって反対者たちは地方税を受け取るのは公立学務委員会だけだと考えた。首相は「我々は地域の公立学務委員会と教派経営の私立学校との関係を完全に断ち切らなければならないであろう……地域の公立学務委員会が私立学校といかなる関係を持つことも、やめさせなければならない」と述べた⁽⁴⁵⁾。しかし、その関係は、首相が約束した後も生き残り、法律の第 25 条に含められても注目されず、議論もされなかったのであった⁽⁴⁶⁾。

学務委員会の多くの委員も含めて、教派経営の初等学校を支持する人々は、経済的見地に基づく反対はさておき、第 25 条を歓迎した。それを擁護する議論は、授業料を払えない親でも、他の親と同じく、自分の信仰に即した宗教教育を行う学校を選ぶことが許されるべきであり、その選択を許すことによって、通学を強制することがより容易になるというものであった⁽⁴⁷⁾。しかしこれらの議論によって、教派経営の初等学校への反対を克服することはできず、1872 年 3 月と 4 月に、25 条を廃止する試みがなされた。しかしその試みは失敗に終わった。このときに自由党の一人の下院議員がフォースターに対して次のように質問した。

「この初等教育法に対する非国教徒の現在の態度を勘案すると、第 25 条を維持することが可能であろうか。彼らの市議会は学務委員会に対する政府の訓令を拒否している。その市の地方税納税者は定められた税を納めるよりは、刑務所に入るほうを選ぶ。彼らの学務委員会は、教育法をないがしろにしている。……非国教徒には自己の信念をこれみよがしに守る権利がなく、この国の国民の残りの半数の国教徒の信念は尊重されなければならないと言われるかもしれない」

と⁽⁴⁸⁾。

学務委員会の中にあつた教派経営学校に対する反対論の力は、議会の報告に見ることが出来る。それによると 1872 年の時点で、第 17 条と第 25 条の両方またはいずれか一方に基づいて活動する 109 の学務委員会の中で、イングランドの学務委員会の半数以上が、ウェイルズでは 90 パーセント以上の学務委員会が自分自身の経営する初等学校では授業料を免除したが、教派が経営する学校では授業料を代納しなかった。1872 年に第 25 条による支出合計の 90 パーセントは僅かに四つの学務委員会が支出したものであった（もっとも、そのときに活動を開始していたのは比較的少なかつた）。それはブリストルの 6 パーセント、リヴァプールの 16 パーセント、ソール

フォドの18パーセント、マンチェスターの49パーセントである⁽⁴⁹⁾。マンチェスターの学務委員会はマンチェスターの教派経営の学校の経営者たちのための「救済機関」になっていると非難された⁽⁵⁰⁾。ソールフォドの学務委員会の6人の委員のみが「そこで行われている教育がどれほど問題を含んでいても、学務委員会にその学校を統制する権限がなく、立ち入ることさえ出来ないにもかかわらず、その学校に、授業料を払うこと」に反対したが、彼らは少数派だったので、その意見は通らなかった⁽⁵¹⁾。

普通選挙権を要求する急進派と非国教派の反対は、1873年6月に提案された初等教育法修正案によって弱まらなかった。政府は貧民保護司の権限を増大して、学務委員会の権限を縮小しようとした。イングランドとウェールズで初等教育を義務教育にしようとする提案はなされなかった。ただし院外救済の貧民の子は例外であった⁽⁵²⁾。子の通学は院外救済を受ける条件とされ、貧民保護司は授業料納入に必要な金を追加して給付するものとされた。1855年法では⁽⁵³⁾、貧民保護司はその種の追加の給付を許可されてはいたが、初等学校への通学を院外救済の条件とすることは許されていなかった。その法律はイングランドとウェールズの半分で実行されず、いまや廃止されることとなったのである。

それと同時に1870年初等教育法の第25条を廃止することと、その条項が学務委員会に与えている権限を救貧法委員会に移すことが提案された。しかし授業料の代納が学務委員会の自由意志にゆだねられていた（それゆえに拒否することも出来た）のと違って、貧民保護司にとっては、それは義務であった。第25条の他の側面は保持されなければならなかった。貧民でない貧乏な親は、貧乏なので「授業料の全部または一部を納めることが出来ないことを」学務委員会ではなく、貧民保護司に納得させなければならなかった。親は通学させる学校を選ばなければならず、授業料が、貧民保護司によって代納されるにもかかわらず、教区の救貧税の救済を受けているとは考えられなかった。支出を制限するために、貧民保護司は1週あたり2.5ペンス以上の授業料の全部なり一部なりを代納してはならないこととされていた。そして授業料を代納してもよいのは、通学が学務委員会によって義務とされている地域であった。他方、第25条は、通学を義務づけていない学務委員会も含めて、すべての学務委員会が授業料を代納することを認めていた⁽⁵⁴⁾。

フォスターは、「義務教育を維持しながら、学務委員会が地方税を使って授業料を代納することをできるだけ制限する」つもりで、「学務委員会ではなく、貧民保護司のほうが、給付の受領者に害とならず、かつ地方税納税者に不公正にならないような仕方、地方税納税者の資金を使うであろう」と述べたけれども⁽⁵⁵⁾、第25条廃止の提案に対する反対によって、その意見は法案が七月に第2回の審議を受ける前に撤回された。なぜならば、それは貧民でない親たちを救貧法の手続きに引き込んで、余計な事務を貧民保護司に押し付けることになり、また親たちのなかには、学校の授業料以外の援助まで求める者が出るであろうという理由から、救貧法委員会によって反対されていたからである。予期されるとおり、これにはマンチェスターとソールフォドの学

務委員会が反対したばかりでなく、多くの学務委員会も反対した。そしてその提案は教派経営の学校への反対をつのらせるばかりだった。なぜならば、貧民保護司たちは学務委員会が教派経営の学校への授業料代納を拒否した地域で、授業料を与えることを求められたからである。その論争のなかで、スミスが既に述べたように、「その戦いを教育法から救貧法に移しても何の得るところもない」であろうという議論が出された⁽⁵⁶⁾。ある自由党員の言葉によると、第25条に対する保守党の反対者は、その廃止を支持しなかった。なぜならば、「25条は自由党にとって争いのもととなるであろうと彼らが考えた」からであった⁽⁵⁷⁾。

V

学務委員会の貧乏の尺度は、1874年に選挙された保守党の政府によってあの第25条が思いがけず廃止された後にも、救貧法に対して問題を提起し続けた。保守党の初等教育法案（1876年）の中にはそれに関する言及がなかった。その法案は教派経営の初等学校を援助するように企画されたが⁽⁵⁸⁾、そうするための方法の一つは、学務委員会が存在しない地域において、定員（通学者）を増やすことによって補助金と授業料収入を増やすことであった。保守党政府は、大都市以外の地域の学務委員会が望ましくない政治的宣伝活動の頂点になるであろうと考え、したがって学務委員会が存在しないところでは、市議会か救貧法委員会によって任命された町の通学監視委員会によって、通学が強制されることとされた。

これらの委員会は授業料代納の権限をもっていないものとされた。その法案は授業料を払えない親たちが貧民保護司に申請する条項を定めた。

「学務委員会の管轄地区の住民でない親で、貧乏の故に、公立の初等学校の普通の授業料の全部または一部を払えない者は、居住する教区を管轄する貧民保護司に申請することができる。かつその払えない事情が貧民保護司によって確認された場合には、1週に3ペンスを超えない額の授業料を支払うことが貧民保護司の義務とされる。

この条項による給付の故に、親が公民権や一般的権利や特権を剥奪されたりすることはないものとする。

この条項による授業料の給付は、親が選ぶと思われる学校とは違う公立の初等学校に児童が通学することを条件として与えられたり、または児童が特定の公立の初等学校に通学するから、または通学しないから、与えられなかったりしてはならない⁽⁵⁹⁾。

議会の委員会で審議されたときには、「学務委員会の地区に居住していない」という文言を除くことによって、この条文をフォースターが1873年に削除した条文と酷似したものにする修正

案が提案された。この修正案は（1876年法案の所管大臣である）サンドンが「多くの審議がなされた後で意見の一致を見た……第25条の審議を再開することは賢明でないであろう」と言って反対したので、ただちに撤回された⁽⁶⁰⁾。この問題は、ロバート・モンタギュー卿が報告の段階で修正案を提案して、学務委員会が第25条に基づいて教派経営の学校に授業料を代納しない地区にその条項を適用すると提案したとき、決着したように思われた⁽⁶¹⁾。しかしサンドンは同じ理由で、この提案も拒否した。

しかしアイルランドのローマ・カトリック教会員が、その修正案を強力に推した。サンドンは「アイルランドの自由党の議員が、キリスト教教育のために男らしく抵抗して、政府を支持したこと」を思い出させられ、また「イングランドの大都市と工業地区に住む貧しいアイルランド人は、現状によって最も抑圧されている階級の人々である」という主張を聞いた⁽⁶²⁾。殆どすぐに、サンドンが前に拒否したにもかかわらず、政府はその修正案を受け入れると大蔵大臣が発表した。反対者は憤慨した。なぜならばこの期におよんでの突然の変更は想定外だったからであり、長く激烈な議論の後に無理やり会議を散会とした。その日の後刻に、モンタギューは自分の修正案を撤回した。そして政府は上記の条文から「学校委員会の地区に居住していない」という文言を削除した。フォースターの示唆で、「貧民でない」という文言がそれにとって代わった。なぜならば1873年の教育法がすでに貧民の親を扱っていたからである。彼はまたその条文に「1870年初等教育法の第25条はこれをもって廃止される」という文言を加えることを提案して成功した⁽⁶³⁾。

その条項は、修正されたとおりに1886年教育法の第10条となり、サンドンは「これによって援助が真に必要な人に限定して与えられることによって、困窮している親たちに与えられる救済をもっと節約できるであろう」という意見を述べた⁽⁶⁴⁾。言い換えれば、学務委員会が貧乏と見なす人々に対する援助を、場合によっては、貧民保護司たちは拒否することが出来るものとされたのであった。それはもっともなことであった。しかし、突然に圧力が加えられ、思いつきのような形で第25条が廃止された経過の中で、1870年教育法の第17条については、何も言及されなかった。それゆえに、1891年の教育法にしたがって授業料が廃止されるまで、これに関する法的枠組みは、どちらかと言えば曖昧だという結果を招いた⁽⁶⁵⁾。学務委員会が経営する初等学校の授業料は、1870年の法律第17条によって学務委員会が代納することもあれば、または1870年の法律の第25条を廃止した1876年法の第10条に基づいて救貧法委員会によって支給されることもあったのである。

貧民保護司たちは1877年に地域の会議で自分たちの新しい役割について討議した。ノース・ウエイルズでは、一人の地方自治体の学務委員会の視察官の主張によると、貧民でない親で授業料を払えない者は大勢いるはずがないので、そのような申請が出されたときに貧民保護司たちは「ごく慎重に考慮するように」勧められた。東南地域の会議で、一人の下院議員は「授業料代納の申請を却下するか、救貧強制労働院の院外救済として与えるか、どちらかにするべきだ」と助

言した。中央での会議で一人の貧民保護司が、授業料の給付は「たいてい最悪の種類親たちに地方税から少額の手当てを与えるという、新しい形の院外救済にすぎない。……我々の仕事は、一つ一つの申請を救貧法の原則に基づいて厳格に取り扱うことであり、我々とは本質的にまったく異なる義務を負う学務委員会なり教派経営の学校の経営者なりとは出来る限り無関係に処理することである」と述べた⁽⁶⁶⁾。

ウオリントンの貧民保護司たちは、その無関係な処理の手本を示した。1878年に、その地区の通学督促委員会によって授業料を払う能力がないと判定された親が授業料給付の申請をしたとき、貧民保護司は「この人たちが救貧手当の給付を申請したとしても、我々は彼らに救貧手当を与えるべきでない。したがって我々は彼らに授業料を給付することに同意できない」と述べて、親の申請を却下したと報じられている⁽⁶⁷⁾。1881年から1883年までの時期に、ロンドンにあった30の教区連合と単独教区のうち、救貧手当の受給者でない親の子が授業料を代納してもらったのは、18件だけであった⁽⁶⁸⁾。ハールストンの牧師は、1885年に「私たちの教区連合では授業料を代納したことは一度もない。授業料の免除の恩恵を得るのは、パブの亭主だけだ。子の授業料で親たちがパブに飲みに来るからだ」と断言した⁽⁶⁹⁾。救貧委員会が、困窮より程度の高い貧乏の基準を認めないであろうということは、1876年教育法に対する救貧委員会の反応として分かりきったことであった。

たとえ救貧法委員会が授業料を支払ってくれるとしても、学務委員会が授業料を免除してくれる地域では、教派経営学校の支持者たちは、不公平な扱いを受けていると、不満を述べるのが普通だった。貧民でない親たちは、貧民保護司より学務委員会に申請を出すほうを選んだからである。その理由は、貧民保護司に掛かり合うことによって貧民の烙印を押されるばかりでなく、貧民保護司に申請するほうが面倒で不便で時間がかかることであった。また仮に貧民保護司に申請しても、貧民保護司が援助してくれる見込みも少なかった。なぜならば、全国教育連合（教派経営学校の代弁者）が憤慨して述べたように、「救貧委員会と学務委員会とは、『貧しい親』とは誰かの判定が非常に異なっていた」からである⁽⁷⁰⁾。従って授業料について貧民保護司でなく学務委員会とかかわることになる学務委員会経営の公立初等学校のほうが魅力を増したのである。

教派経営学校のこういった不利は、1870年教育法の第25条が廃止されたときに第17条の存在を考慮しなかったことの結果であった。それは、学務委員会なり救貧法委員会なりが互いに相手の優先権を認めれば避けられることであった。学務委員会は授業料の免除をやめることができたはずだった。そうすれば、公立初等学校と教派経営学校に出されるすべての授業料給付申請は、貧民保護司に申請せざるを得なくなったであろう。しかしその選択は大概の学務委員会には面白くなかったように見える⁽⁷¹⁾。そして貧民保護司たちによっても拒否された。例えばブラッドフォードの学務委員会は、公立初等学校の生徒には授業料を給付しないというブラッドフォードの救貧法委員会の政策が1876年初等教育法に違反するという裁定を地方自治体から得ている⁽⁷²⁾。グレ

イト・ヤーマスでは、その条文が施行されると、学務委員会は授業料の代納をやめたが、貧民保護司たちが授業料を出し渋ったので、後にまた代納を始めた⁽⁷³⁾。

または、学務委員会が自分たちの経営する学校で授業料を免除したので、貧民保護司が救貧手続きと学務委員会の手続きとの間の差異を縮めようとした。マンチェスターの貧民保護司たちは学務委員会の貧乏の基準にしたがって、教派経営の学校に授業料を払い、1883年からは救貧法事務所ではなく、教区連合の中心部にある事務所で、特別調査官に申請者を処理させた。ソールフォードには類似の制度があり、またシェフィールドでは申請者は学務委員会の事務所に出席した。リヴァプールでは、申請者は学務委員会で扱われ、学務委員会の推薦があれば、貧民保護司たちは親が授業料を払えないことを納得した。両者の緊密な連携の例は他にもある⁽⁷⁴⁾。バートン・オン・トレントの貧民保護司たちは、学務委員会より積極的に親たちを助けようとしたようである。学務委員会が教派経営の学校で授業料納入の決定権を学務委員会に移譲するように救貧法委員会に求めたとき、学務委員会の基準によるのが貧民保護司にとって問題になるであろうとは考えられなかった。なぜならば、貧民保護司が院外救済のためでなく、授業料代納のときに使う貧乏の基準は、院外救済のそれより高かったからである⁽⁷⁵⁾。しかしそのような事例は例外的だったので、注目されたようである。1878年にチェスターフィールドの学務委員会は、チェスターフィールドの貧民保護司の基準は「低すぎる」と苦情を述べている⁽⁷⁶⁾。マンチェスターの学務委員会は1879年に温情に欠けるチョールトンの救貧法委員会に代表団を派遣した。代表団は、マンチェスター学務委員会が意図することは、自分たち（学務委員会）が唱導する貧困の基準を普通の院外救済の申請者でなく授業料代納の申請者にのみ適用することである、と強調した⁽⁷⁷⁾。被救済貧民と貧乏な人々という二つの階級を示す基準の相違は、これによって明確にされた。救貧法委員会のなかには、その差異を受け入れてそれによって活動した委員会もあれば、そうしなかった委員会もあった。いずれにせよ、学務委員会の貧乏を判定する尺度は、生活困窮より高い水準の貧乏を認めて採用するように、救貧法委員会にせまったのである。

VI

『公立学務委員会報』の論説は、救貧法委員会の仕事について次のように述べた。

「それは、授業料の代納を申請する貧しい人々の通常の状態における生活必需品の費用を測定することが可能になるような諸事実に熟知することであり、この測定値を確定した後では、授業料を代納するべきか否かは、裁量の問題でなく、数字の問題である」⁽⁷⁸⁾。

それは学務委員会が授業料を免除する場合でも同じはずであった。しかし学務委員会は任期が

3年で、すべての学務委員会が貧乏を計る物差しをもっていたわけではない。しかもいくつかの学務委員会はその物差しを使ったり使わなかったりした。1878年に大都市のいくつかで行われた調査によると、ダービー、ハル、レスターの学務委員会は貧乏を規定する基準を備えていなかった。ダービーの学務委員会は「授業料の免除を規定する貧乏の基準は無く、そのために若干のわずかな不都合が生じている」と答えているので、1871年に採用された低い基準は（前記の図3参照）放棄されていたにちがいない。1888年になるともっと高い基準が使われたらしい⁽⁷⁹⁾。1887年にハルの学務委員会の事務官は「我々は貧乏の基準を定めたことはない」と述べたが、彼らは週当たりの稼得が15シリングから18シリングで子沢山の場合には授業料を免除するのが通常だった⁽⁸⁰⁾。1888年の調査に答えて、レスターの学務委員会は「訪問者[通学監督官]がその事例が救済に該当するか否かを判定することができない場合には、その件は慈善組織委員会に差し回される」と述べ、ハダーズフィールドの学務委員会は「各々の件が実情に即して処理される」と述べた⁽⁸¹⁾。

1874年にウエイクフィールドの学務委員会の事務官が、授業料が代納されたり免除されたりしている「主要な40都市」に書き送って、「親が授業料を代納してもらおう資格があるかどうかの判定を下す基準は何か」質問した。ウエイクフィールドでは、「家族の一人当たりの週所得が救貧教区連合の救貧強制労働院に収容されている貧民の扶養費以下である場合に、授業料が代納されていた」。そしてその事務官はウエイクフィールドの学務委員会に対して「多くの学務委員会から受け取った回答によると、……これらの委員会が認めている貧乏の基準は、当市の委員会が採用しているのと殆ど同額であります」と報告している⁽⁸²⁾。

ノリッジでは、1876年に似たような貧乏の基準を定める試みがなされた。一般的目的委員会の委員長は「授業料を免除するための一定の基準が絶対に必要である」と学務委員会に告げ、「救貧強制労働院に収容されている貧民の生活費ほど公正な基準はありえないであろう。したがって授業料の免除を請求する親たちは、彼ら自身と子供たちの稼得の総額が、家賃を差し引いた後で、一人あたり3シリング4ペンスを超えないことを示さなければならない」と述べた。いったいその3シリング4ペンスがどのような計算で出されたのかは報告されていない。しかしその提案は却下され、その基準は採用されなかった。そして学務委員会の一委員は、「救貧強制労働院の在院者の一人当たりの平均扶養費よりずっと低い収入で、貧しい人々が子を育てるのを見て驚かされる」と述べた⁽⁸³⁾。

貧乏を計る他の基準と比べると、家賃差し引き後の一人あたり3シリング4ペンスは非常に子が少ない家族以外の家族にとっては例外的に高かったであろう。同じ基準を採用したマンチェスターの学務委員会と他の市の学務委員会は5人以上の家族に対しては一人あたり3シリングとした。パーミンガムの学務委員会では1883年まで、オウルダムでは1887年まで、ボールトンとサウス・シールズと、（おそらく）シェフィールドと、（1872年のもっと低い基準が変更されてい

た) リーズの学務委員会と、そしてバーニリの救貧教区連合とでは、1888年まで一人当たり3シリングが認められた⁽⁸⁴⁾。ストックポートの貧民保護司たちは1887年に「一人あたり3シリングを非常に厳密に守っている」と報告されている⁽⁸⁵⁾。

それ以前の貧乏の基準のいくつかはもっと低かった。1871年に、ウエンズベリの学務委員会は最初に採用した基準を引き下げた。一人の委員が抗議して「学務委員会は地方税納税者ばかりでなく、貧しい者たちをも考慮しなければならない」と述べたが、支配的な見解は、「もっと高い基準を採用すれば、自分の子の授業料を払うのが当然なのに払わない、節約心のないことで知られている労働者の大群を、慈善の中に引き込むことになるであろう」というものであった⁽⁸⁶⁾。マクルズフィールドでも、学務委員会の委員たちが「自分たちは納税者のお金について慎重でなければならぬ」と議論したとき、もっと低い基準が提案された⁽⁸⁷⁾。ブラックバーンと⁽⁸⁸⁾、ロッチデイルと⁽⁸⁹⁾、ウエスト・ハムでは⁽⁹⁰⁾、貧乏の基準は、大家族については、一人当たり3シリングより低かった。これらの基準の幾つかは、ダービーやリーズのように、後で引き上げられた。1884年にロウリ・リージスの学務委員会の委員長は、貧乏の基準として（一人の子持ちの夫婦には住居費込みで13シリング、一人の子持ちの寡婦には8シリング、学齢の子が一人増えるごとに1.5シリングずつ）を提案して、これ以下の所得の人々が授業料を払うならば、「飢餓に瀕する生活を送っているにちがいない」と述べた⁽⁹¹⁾。

バロウ・イン・ファーネスの学務委員会の1887年の基準は、3人以上の家族については、住居費差し引き後に一人当たり3シリングより少なかった⁽⁹²⁾。ハンリーではその基準は住居費差し引き後に2シリング6ペンスであり⁽⁹³⁾、アバリストゥールズとリークの教区連合では一人当たり2シリング6ペンスだった⁽⁹⁴⁾。ただしそれらの基準に関する報告は、所得は住居費を差し引いたものか否かを明記していない。1886年のブリストルの基準は、住居費を差し引く前で一人あたり2シリング3ペンスだった⁽⁹⁵⁾。低い基準に対して反対がなかったわけではない。1886年にウォールソールの学務委員会の委員の選挙で当選した候補者は、他の候補者たちのことを

「あの人たちは、酷く意地悪な質問をしたあとで、住居費と葬式クラブの会費を払った後で、稼ぎが家族一人につき週2シリング残るなら、授業料を納めなければならないと言う。彼らは、救貧強制労働院の在院者を扶養するのに必要なほどの費用さえ給付せず、しかも授業料を請求することをためらわない」

と言っていたことを（ある労働者が）述べた⁽⁹⁶⁾。

カーディフとスウィンドンでは、学務委員会は授業料を免除するときに所得を考慮したが、普通の貧乏の基準を採用しなかった。表2はカーディフの制度を示している。

表2 カーディフ学校委員会の授業料免除のためのとりきめ（1876年より）

親の週賃金	通 学 児 童					
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子
15 シリング未満	無償	無償	無償	無償	無償	無償
16～20 シリング	無償	半額	無償	無償	無償	無償
21～24 シリング	無償	無償	半額	無償	無償	無償
25～27 シリング	無償	無償	無償	半額	無償	無償
28～30 シリング	無償	無償	無償	無償	半額	無償
31 シリング以上						

資料：Glamorgan Record Office, Cardiff SB, General Purpose Committee, 4 March 1876

この表は、明らかに週あたり15シリングから30シリングまでの所得の場合に、授業料をいくら免除するかという表である。たとえば、15シリングから20シリングというかなり広い範囲の家族が画一的に扱われ、学齢期でない児童は考慮されなかった。しかし、たとえば1881年と1882年の授業料免除の個々の申請者の記録は、この制度を指して「貧乏の尺度」と言っている。1884年にスウィンドンの学務委員会が授業料を免除した事例は、学務委員会学校に2人以上の子が通学する家族の所得全額が、週あたり16シリング未満の場合であった⁽⁹⁷⁾。

オウルダムの学務委員会は、色々な家族の状況に対してもっと細かい配慮を示した。1871年のここでの基準は、二人の家族については住居費差し引き後に7シリング6ペンスで、子供が一人増えるごとに2シリングが付加された。その後、一人あたり3シリングを追加すると変更された。1887年3月に、それは更に変更された（図4参照）。その理由は「固定的な基準が一つでは、いろいろな申請者にたいして不均等な負担になる。例えば二、三ないし四人の小家族でも、七、

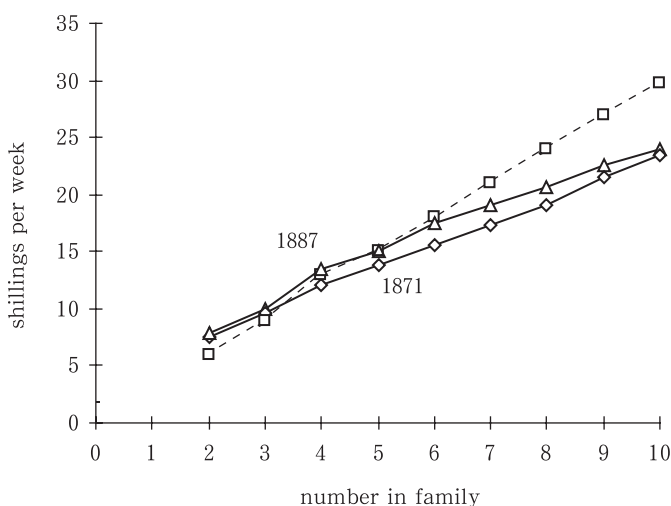


図4 オウルダム学務委員会の貧乏を計る尺度

八、九人という大家族と同じ家計費がかかるので、小家族にはもっと寛大な給付が必要だ…」ということであった⁽⁹⁸⁾。家計を一定にすると、住居費を除いて、小家族に対して不釣り合いな負担を与えるという認識は、1875年のリヴァプールの貧乏の基準の変更（第Ⅱ節に前述）と、小家族に対しては一人当たりの所得をもっと多く認めた点に見ることができる。

オウルダムでの1887年の貧乏の基準は1871年の基準より高かった。貧乏の基準を高くした他の学務委員会にはブラッドフォード、ニューカースル・アポン・タイン⁽⁹⁹⁾、バーミンガム、ロンドンの学務委員会が含まれていた。1871年から1891年までのあいだに（たとえばマンチェスターの学務委員会のように）名目的に変更されなかった基準は、「労働者階級の全般的な生活水準の持続的な上昇の主たる原因が、食料、燃料、その他の必需品の強い低下傾向であった」その二十年間に物価が下がったので、実質的には下がったのであった⁽¹⁰⁰⁾。貧乏とは、相対的な概念だということ、重要な点である。貧乏の基準が名目的に一定の場合に、そして実際に上がった場合にはなおさらのこと、1871年と比べると、生活水準が上昇したので、1891年に貧乏の域を超えるためにはもっと高い生活水準が必要になったという見解に対応するのである。

ここに集められた資料から、貧乏を計るきめのこまかい尺度を採用した理由について、どのようなことが推論できるであろうか。最も明白な言説は『公立学務委員会報』の中の議論で、委員会の尺度は（事実上、慣習によって定まる）生活必需品の費用を反映するべきであるというものである。ここで検討された学務委員会は、数例を除いて所得を家族のサイズと関連させ、大家族のほうが維持費がかかることを認めた。多くの学務委員会は小家族には一人当たり比較的高い所得を認めることによって一定の家計費の負担を認め、同時に、住居費を差し引いた後の所得を計算することによって、適当な居住空間を確保することの重要性を認めていた。また他の必要経費や標準的な支出（たとえば疾病共催組合費など）に向けられる所得も数えられなかった。他の必需品の費用が考慮された場合に、救貧強制労働院に収容された貧民の扶養費が引き合いに出されたが、学務委員会で示されたり、大都市や近隣にある学務委員会が用いた貧乏の基準に対応するような庶民的意見の根底にある経験が、一般的には、一層重要だったように思われるのである⁽¹⁰¹⁾。

しかし生活必需品の費用だけが学務委員会の参考要件ではない。なぜならば、地方税納税者（学務委員会の選挙人たち）の利害関係は、しばしば貧しい親たちの要求に反対したからである（というのもその親たちが貧しいのは、アルコール飲料などへの無駄遣いのためと考えられたからである）。援助を比較的小さい親たちに限定するために、貧乏の基準を低くしようとする圧力は、自助への刺激の重要性を主張する「慈善組織協会」の議論によって支持され、また若干の親たちの請求を審査することの困難によって強化された。1875年以前のバーミンガムの学務委員会も含めて、幾つかの学務委員会は彼らの基準を内密にすることを望んだ。その理由は、それを公表すると授業料の免除のための虚偽の申請を奨励することになると、考えたからである⁽¹⁰²⁾。

ブラッドフォードの学務委員会は、1877年に貧乏の基準を引き上げたとき、その写しを救貧委員たちに送ったが、それを公表しないように要求した⁽¹⁰³⁾。ロンドンの学務委員会の貧乏の基準が公表されることは一切なかった⁽¹⁰⁴⁾。

各市の学務委員会は独自に定めた貧乏の基準について、明白な説明を示す必要はなかった。彼らの基準は、ブースとラウントリーの有名な貧乏線と比べてどのようなものだったのであろうか。ブースは自分の貧乏線について何も説明をしていない。ラウントリーの説明は明白で、かなり丁寧である。ロンドンの学務委員会が1884年に採用した基準は（図5参照）、両親と子供2人の家族に18シリングの所得を認めた。それはブースが1887年に「貧乏線」として使った数字である。両親のほかに子供が4人で、二部屋の家賃が5シリングならば、尺度は21シリングを認めた⁽¹⁰⁵⁾。それもブースが使った数字である。

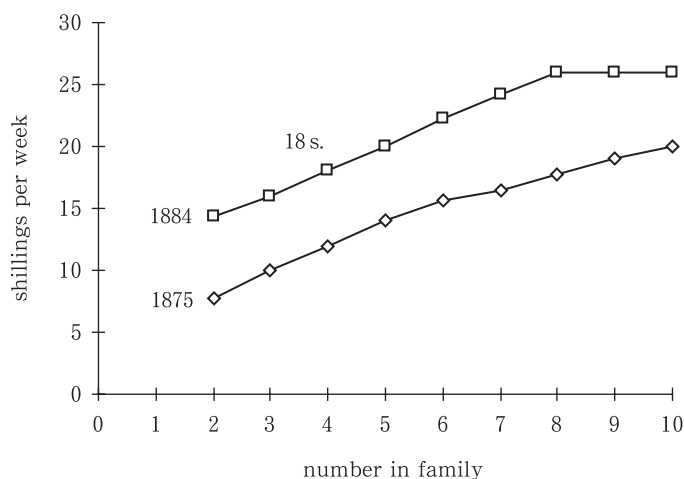


図5 ロンドン学務委員会の尺度

ヨークでは1889年まで学務委員会が作られず、それから少し経った1891年の教育法制定後に、授業料が廃止された。ヨークの学務委員会は貧乏の基準がなかったらしく、我々はラウントリーの貧乏線と比較するためには、別の基準が必要である。バーミンガムの学務委員会の尺度は1883年まで住居費差し引き後、一人当たり3シリングの週当たり所得を認めた。1883年には、マンチェスターで使われた基準を採用する提案が退けられ、二人家族に7シリング6ペンスを与え、子供が一人増えるごとに3シリングを追加することが決定された（図6参照）。ノッティンガムの学務委員会が1888年に採用した基準も、類似しており⁽¹⁰⁶⁾、5人またはそれ以上の家族のための基準より高かった。学務委員会の貧乏の基準に関連する二人だけの家族とは、一人っ子を持つ両親だけの家族であるが、図6に示されたラウントリーの基準は、大人2人の家族である。片親家族のためのラウントリーの基準はもっと低かった（表1参照）。図6を見ると、学務委員会の基準とラウントリーの基準は「比較可能」と言えるかもしれない。「比較可能」とい

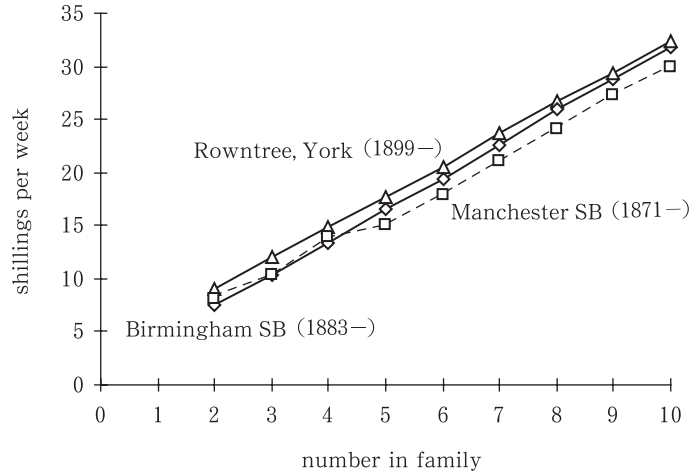


図6 貧乏の尺度3種

うのは、ラウントリーが自分の貧乏線とブースの貧乏線の関係を述べるために選んだ言葉である。学務委員会とブースとラウントリーは、三者とも同じ質問に答えようとしていた。三者とも救貧法の原則を掘り崩すことと、社会政策の発展とに、すなわち生活困窮者ではなく、貧乏な人を特定することに、密接に関連していたのである。

The Open University

提出 2005年 3月 30日

訂正版提出 2005年 11月 24日

採択 2006年 5月 4日

《注》

- (1) Michael Drake, Jos Razzell, および3名の匿名のレフリーに感謝する。
- (2) Bryce, 'Outdoor relief,' p.9. たとえば同じ点が1888年の救貧法に関する特別委員会によっても指摘されている (P. P. 1888, XV, pp. iii-iv, QQ. 545-7)。
- (3) Gillie, 'Origin'.
- (4) *Ibid.*, pp. 715-16.
- (5) 例えば, Glennerster, Hills, Piachaud. and Webb, *Poverty and Policy*, pp. 19ff.; Harris, *British welfare state*, p. 57.
- (6) Booth, 'Inhabitants,' pp. 328-9.
- (7) Simey and Simey, *Charles Booth*, p. 279.
- (8) この問題と Rowntree の健全な健康状態 (身体能力) に必要な最低限の費用については, Rowntree, 'Poverty line,' pp. 4-5; Bosanquet, 'Poverty line,' p. 321, および Gillie, 'Rowntree,' pp. 89-98.
- (9) Booth, 'Condition,' pp. 294, 304.
- (10) ある学校が「初等学校」であるためには, その教育の主体が初等教育で, 毎週の授業料が9シリング以下でなければならなかった。「公立」であるためには, 親なり貧民保護司なりが反対する宗教

的な教育や行事から児童が参加しないことを学校は認めなければならず、また中央政府の視学官をな
んどきでも受け入れ、議会の補助金を得るための他の諸条件に適合しなければならなかった。

- (11) 無償教育を求める National Education League の要求を反映する修正の否決については *Hansard* (Commons), 3rd ser., CCII, 1 July 1870, cols. 1307-17 参照。
- (12) 1872 年に、Mair 著の *The School Boards* (公立学務委員会) の副題に「教育議会」と記述されている。ロンドン以外の学務委員会の委員は、各市の人口に応じて 5 人乃至 15 人であった。学務委員会選挙の有権者は委員の数だけ投票権を持ち、同一候補者に何票でも投票できた。したがって大都市では、有権者の 15 分の 1 の少数派でも、彼らの票をすべて同一候補者に集中すれば代表者を選出することができた。もっと大きな少数派ならば、彼らの人数のわりには多くの代表者を当選させることができた。ロンドンの 11 の地区の公立学務委員会の委員の合計は 49 人 (1882 年から 55 人) で、各地区に 4 人ないし 7 人の委員がいた。Rubinstein 著 *School attendance* にはその委員会の働きが述べられている。Sutherland 著の *Policy-making* は、1871 年から 1895 年までに各州で作られた学務委員会の数とタイプ、作られた理由、及びこの時期の各年に作られた委員会数の総計を記している。
- (13) 33 & 34 Vict. c.75, s. 17.
- (14) 33 & 34 Vict. c.75, s. 25.
- (15) *School Board Chronicle* (以後、SBC と記す), 20 May 1871, pp. 8-9.
- (16) 1872 年に次の学務委員会が学童に払った一人当たりの授業料は、リヴァプールで 2.5 ペンス、プリストルで 2~4 ペンス、マンチェスター・ソールフォードで 3~4 ペンスであった (*Returns*, P. P. 1873, LII, p. 272)。
- (17) Morley, *Struggle*, p. 151.
- (18) *Hansard* (Commons), 3rd ser., CCXVII, 22 July, 1873, col. 767, Lewis, 'Parents,' pp. 296-7 and 300 に、ロンドンの Charity Organization Society の強い反対の例が見られる。
- (19) 7 人か 8 人家族と、9 人以上の家族に給付された額は、1872 年 4 月に一人当たり 2 シリング 9 ペンスと 2 シリング 6 ペンスに減額されたが、10 月に元の基準に戻されていた (Manchester Local Studies Archives, Manchester school board [以後、SB と記述] の全体委員会の議事録, 1871 年 1 月 10 日と 3 月 6 日, 1872 年 10 月 10 日)。
- (20) これらの基準は、リヴァプールの基準を除いて、二人家族が一人あたり 4 シリング 6 ペンス給付されて Kingswinford と、Chesterfield の条例と改定条例に含まれている (Report, P. P. 1872, XXII, pp. 68, 92, 204, 229; P. P. 1875, XXIV, pp. 73, 167)。
- (21) Liverpool Record Office, Liverpool SB, minutes, 10 July 1871, 15 Jan. 1872, 8 Feb. 1875. 平均的な週当たりの所得が 25 シリング以上の場合には、家賃とは関係なく、1872 年の基準は授業料の免除か代納を認めた。その限度は 1875 年に除かれ、2, 3, 4, 5 人家族は、家賃を払った後の家族の所得が、一人あたり 4 シリング、3.5 シリング、3 シリング、2 シリング 8 ペンスの時に、免除された。1875 年の基準は 1888 年にも用いられていた (Nottinghamshire Archives, Nottingham SB, byelaws committee minutes, 23 Jan. 1888)。Bootle (Liverpool の隣) の学務委員会について Marsden が *Unequal educational provision* の中で検討しているが、貧困の基準については何も述べず、ただ授業料を免除された人たちの居住状況の地図を示している (p. 223)。
- (22) SBC, 20 July 1872, p. 301. 図 2 は、母子家庭のための基準を示している。その基準は後で引きあげられた。第 VI 節参照。
- (23) Portsmouth City Records Office, Portsmouth SB, management committee minutes, 10 Feb. 1873, p. 71. 家賃支払い後の所得が一人あたり 2 シリングを超えていない場合に、授業料が免除された。それが 2 シリングより少なければ、授業料と教科書代の半分が免除された。
- (24) National Education League の *Analysis* (1872) pp. 6-23 に要約されている学務委員会の条例の中には 12 の貧困の基準があるが、残念ながらそれが家賃支払い後が否かは示されていない。
- (25) *Manchester Guardian*, 6 April 1871, p. 7 および *Salford Weekly News*, 8 April 1871, p. 3 は、両

方とも、家賃差し引き後の週当たりの所得として二人家族については一人当たり 3.5 シリング、3 人ないし 4 人家族については 3 シリング、5 人以上の家族については 2.5 シリングの（各々 Manchester の基準より 6 ペンス低い）基準を提案している。家賃を差し引いていないその後の基準は、二人家族には 10 シリング、3 人家族には 12 シリング、4 人家族には 15 シリング、5 人家族には 17 シリング、6 人家族には 19 シリング、7 人家族には 21 シリングであった (*Manchester Guardian*, 11 May 1871, p. 6 and *Salford Weekly Chronicle*, 13 May 1871, p. 2)。最後の基準は、10, 14, 17, 20, 24.5, 26 シリングで、8 人以上の家族では一人あたり 3 シリングであった。それは学務委員会の条例に示され (*Report*, P. P. 1872, XXII, p. 132), 1887 年にはそのままだった (*SBC*, 10 Sept. 1887, p. 256)。

- (26) *SBC*, 20 May 1871, p. 8; 22 July 1871, p. 296.
- (27) *Report* (P. P. 1876, XXIII), p. 183; Crumpsall の学務委員会は 1875 年に作られた。
- (28) 親一人、子一人の家族には週あたり 7 シリング、両親と子一人の家族には 9 シリング、更に 2 歳以上の子が増えるごとに 1 シリング 3 ペンスを追加する ((*Report*, P. P. 1872, XXII, p. 191)。一人親の家族のための基準をしめしている。
- (29) エクセターの基準は第二子以下に 13 歳未満の子が増えるごとに一人につき 1 シリング 3 ペンス追加した。Gildersome の基準は親一人、子一人の家族については 7 シリング 6 ペンスで、親二人、子一人の家族については 10 シリングで、2 歳以上の子が増えるごとに 1 シリング 3 ペンスを追加した (*Ibid.*, p. 247)。
- (30) *SBC*, 23 Sept. 1871, p. 167.
- (31) また、彼は家賃差し引き後の基準によって、貧しい人が住居の状態を改善するためにもっと稼ごうとする意欲をそぐことはない点にも注目した。彼らが稼ぎを増やして、もっとよい住居のために稼ぎの増えた分を使うとしても、家賃差し引き後の彼らの所得と授業料援助を受ける資格に変わらないであろう。しかし家賃込みの基準であれば、所得が増えれば、所得の使い方に関係なく、その家族は授業料の援助を受けることができなくなる可能性があった (Watts, 'Work,' pp. 6, 16)。
- (32) したがってそれは、イングランド・ウェイルズのための 1970 年初等教育法より広範囲に及んだ。なぜならば、イングランド・ウェイルズでは、通学強制は公立学務委員会の裁量にゆだねられており、その学務委員会は初等学校の生徒定員数が不足していない地区には初等学校を設立する必要がなかったからである。
- (33) *Education (Scotland) Bill*, Feb. 1872 (P.P. 1872, I), clause 66, 67.
- (34) *Hansard* (Commons), 3rd ser., CCXI, 20 June 1872, cols. 1996-7.
- (35) アイルランドで、大都市に限って、義務教育を定めたのは 1892 年のアイルランド教育法であり、1889 年にスコットランドで、1891 年にイングランド・ウェイルズで始められた授業料廃止の後を追って、同法は初等教育を無償と定めた。
- (36) 1870 年にエジンバラの院外救済を調査したある委員会は、「衣食住費と燃料費」のために、3 人、4 人、5 人、6 人の家族にそれぞれ 3, 5, 6 そして、6 (ママ) シリングというのが最高の救貧費なので、「貧民として登録されているあらゆる年齢の大勢の人々が、乞食と飢餓の状態にあるに相違ない」ことに注目した (*Edinburgh Association*, 'Report,' pp. 18-22)。その金額より僅かに多い所得のある家族は、教区の当局によって授業料を払えると見なされたと思われる。1871 年のロンドンでは、ウエストミンスター (スミスの選挙区) で、妻と 3 人の子がいる男は、チャペル・ストリートの就労場で週に 6 日働いて与えられる院外救済の給付は、3 シリング 8 ペンスと、21 ポンドのパンと、14 バイントのスープだった。子の数が多くても 3 シリング 8 ペンスの給付は同じだったが、パンとスープはもっと多く与えられた (*Charity Organisation Society*, *Employment*, p. 12)。これは餓死を辛うじて防ぐために設けられた基準にすぎなかった。
- (37) *Hansard* (Commons), 3rd ser., CCIX, 5 March 1872, col. 1998.
- (38) *Manchester Guardian*, 3 May 1871, p. 6.
- (39) *Hansard* (Commons), 3rd ser., CCXI, 20 June 1872, col. 1998.

- (40) Ecroyd, National Education Union, *Authorized report*, p. 25 で、ずっと以前にフォースターに宛てた自分の書簡を引用した。
- (41) Forster in *Hansard (Commons)*, 3rd ser., CCIX, 5 march 1872, col. 1431.
- (42) Harcourt, *Hansard (Commons)*, 3rd ser., CCXVII, 22 July 1873, col. 756. 学務委員会の援助は、困窮者に限定されなかったため、保護司の援助と異なり、選挙権の剥奪もなかった。その先例は1876年法の10条で強化された(本稿第V節参照)。そして1885年に医療扶助(資格剥奪除去)法案に対して、Horatio Bryceは「政治の墮落が次第に進み、今や授業料の先例が引き合いに出されて、有権者が公的扶助を受けることを許す方向にさらに進むことを正当化に利用されている」ことに不満を述べた。しかしDaveyはその先例を歓迎した。またBalfourは、それが「救貧法の医療援助を受ける人に選挙権を認める計画を完全に正当化する」ものと考えた(*Hansard (Commons)*, 3rd ser., CCxCIX, 21 July 1885, cols. 1428, 1438, 1459)。その先例は、救貧法の解体と、福祉国家の開始に関する通常の記述では見過ごされてきた。それで「1885年法が『新しい』救貧法の棺桶に打たれた最初の釘」であったと、後に記されている(Rodgers, 'Medical Relief Act,' p.194 参照)。Gilbert (*Evolution*, p.102)に続いて、たとえばBurnett ('School meals,' p.63)は、福祉国家は1906年のEducation (Provision of Meals) Actから始まったと述べている。というのも学校給食が給食費を支払えない人々になら懲罰的な結果を与えることなく、救貧法の枠外で与えられたからである。
- (43) Ensor, *England*, p. 19. 政府が負けた1874年の選挙で、イギリス全国の425人の自由党の候補者のうちの300人が第25条を廃止することを公約とした(*The Times*, 27 Feb. 1874, p. 12)。
- (44) この時期の宗教の政治的重要性に関する研究は多い(例えば, Machin, *Politics*; Parry, *Democracy*)。
- (45) Gladstone, *Hansard (Commons)*, 3rd ser., CCII, 16 June 1870, cols. 279, 281. 政府からの補助金が教派経営学校の地方税からの援助の喪失を補った。
- (46) *Hansard (Commons)*, 3rd ser., CCII, 1 July 1870, col. 1324.
- (47) Forster and Smith, *Hansard (Commons)*, 3rd ser., CCIX, 5 March 1872, cols. 1443-4, 1461.
- (48) Mundella, *Hansard (Commons)*, 3rd ser., CCX, 23 April 1872, col. 1740.
- (49) *Returns* (P. P. 1873, LII), pp. 272-3
- (50) Adams, *History*, p. 255. この学務委員会の初期について言及している。
- (51) Letter to the Salford school board, 2 Dec. 1872 (SBC, 28 Dec. 1872, p. 207).
- (52) 183年以後、救貧法の規則は救貧強制労働院内のすべての児童が初等教育を受けることを求めている。
- (53) 18 & 19 Vict. c.34, Denison's Act という名で知られている。
- (54) Forster, *Hansard (Commons)*, 3rd ser., CCXVI, 12 June 1873, cols. 902-4.
- (55) *Hansard (Commons)*, 3rd ser., CCXVII, 17 July 1873, cols. 510. その「害」とは自助の意欲を殺ぐことであった。
- (56) *Hansard (Commons)*, 3rd ser., CCX, 23 April 1872, col. 1743. 院外救済を受給している貧民の子の通学を義務付ける1873年法案の条項は、TorrensとLopesが反対したが成果はなかった。彼らは、それらの子の授業料を地方税から払うことは不公正であると主張したのであった(*Hansard (Commons)* 3rd ser., CCXVII, 17 July 1873, cols. 518-35)。その法案は、すべての学務委員会選挙の無記名投票と、1870年法の他の若干の修正を提出した。
- (57) Playfair, *Hansard (Commons)*, 3rd ser., CCXVII, 22 July 1873, cols. 764-6. その法案はもはや第25条について言及していないが、二人の自由党議員は、成功はしなかったが、その条項を廃止しようとしたのである(*ibid.*, cols. 753-76)。「1870年法の修正は、熱心に求められてきたが、失望に終わった」とCandlishは述べた。彼は「結局は自由党が負担することになるであろう」ことを嘆いた(*ibid.*, col. 1009)。
- (58) Smith, *Disraelian conservatism*, pp. 242-57 に政治について簡単な記述がある。

- (59) これは委員会で修正された法案の第 14 条であり、事実上、原案の第 12 条と同一である。
- (60) *Hansard* (Commons), 3rd ser., CCXXX, 14 July 1876, cols. 1449.
- (61) *Hansard* (Commons), 3rd ser., CCXXXI, 3 Aug. 1876, col. 476. Montagu は 1868 年の保守党政府にあって、フォースターの先駆者だった。1876 年に彼はアイルランドの Westmeath 選出の国会議員で、ローマカトリックに改宗した。ローマカトリック教会の学校の多くの生徒はアイルランド人で貧しかった。
- (62) Sullivan, *Hansard* (Commons), 3rd ser., CCXXXI, 3 Aug. 1876, cols. 477-8. イングランド教会の学校よりも多くの貧しい市民の役に立っていたローマカトリック教会の学校が抱えた授業料の問題も、イングランド教会の学校より大きかった。
- (63) *Hansard* (Commons), 3rd ser., CCXXXI, 4 Aug. 1876, col. 551.
- (64) *Ibid.*
- (65) 1886 年に選挙された保守党の政府は、授業料を課することのメリットよりも、授業料を徴収する事務的・教育的・政治的コストのほうが大きいことが広く認められるようになった後で、1891 年法を制定した。1892 年の選挙がせまっていた。保守党は、自由党の政府が公立初等学校のみを無償教育とし、その結果、教派が経営する学校への生徒が減少することを心配した。1891 年法は、両方の学校への補助金を増やしたので、授業料の廃止（または授業料が非常に高かった場合には値下げ）が可能になり、これが来るべき選挙で人気を得ることを望んだ。しかし自由党政府が選ばれた。1896-7 年になると、公立初等学校の在籍生徒の 87% が無償だった (Balfour, *Educational systems*, p. 32)。1891 年法の背景については、次を参照。Sutherland, *Policy-making*, pp. 283-309.
- (66) Brown, Leighton, and Fowle in Poor Law Conference, *Reports*, 1877, pp. 22, 288, 356.
- (67) Winstanley in Poor Law Conference, *Reports*, 1878, p. 253.
- (68) *Return* (P. P. 1884, LXI), p. 519.
- (69) Poor Law Conference, *Reports*, 1885, p. 235.
- (70) National Education Union, *Annual report*, p. XXII.
- (71) 1881 年の調査によって「20 の学務委員会のうち 17 の学務委員会」が授業料を免除していた。
- (72) *SBC*, 13 May 1882, p. 453.
- (73) *SBC*, 23 Jan. 1886, p. 86.
- (74) Maclesfield の学務委員会への報告 (*SBC*, 27 Aug. 1887, pp. 201-2) と 1887 年 10 月の北東地区救貧会議における討論 (Poor Law Conference, *Reports*, 1887, pp. 180-91) は、上記の事例と Barnsley, Barton upon Irwell, Bolton, Burnley, Macclesfield, Nottingham, Oldham, Sheffield および Wigan に言及した。
- (75) *SBC*, 5 March 1887, p. 250. その基準は、家賃差し引き後の所得で、二人家族で 5 シリング、3 人家族で 6 シリング、以後一人増えるごとに 1.5 シリングであった (Nottinghamshire Archives, Nottingham SB, byelaws committee minutes, 23 Jan. 1888)。その基準は少なくとも 1884 年以来使われており、1884 年にそれは Leyton の学務委員会の会議で紹介され、提案された。(*SBC*, 3 May 1884, p. 443) ; 1884 年 8 月にバートンの学務委員会は児童の稼得を自動的に含まないこととした。その理由は「多くの場合に、男の子でも女の子でも、親に出すより移譲に扶養費がかさむ」ことであった (*SBC*, 25 Oct. 1884, p. 401)。
- (76) *Derbyshire Times*, 16 Nov. 1878, p. 6.
- (77) *SBC*, 18 Jan. 1879, p. 65.
- (78) *SBC*, 18 Sept. 1884, p. 280 ; 「生活必需品とは、質素で安価な食べ物と衣類と住まい」であった。
- (79) *Derbyshire Times*, 16 Nov. 1878, p. 6. 1871 年にダービーの学務委員会は「基準を引き下げることは非常に困難であり、……他方、それが低すぎると経験的に分かると、容易に引き上げられる」ことに言及している。1888 年まで使われていた基準は一人親で一人っ子の家族には、家賃差し引き前で 9 シリングを認め、子が一人増えるごとに 1.5 シリングを追加した。両親がそろっている場合には、3

- シリング追加された (Nottingham Archives, Nottingham SB, byelaws committee minutes, 23 Jan. 1888)。
- (80) *R. C. on education* (P. P. 1887, XXX), QQ. 36, 035-8. 1887年9月10日のSBC, p. 256の中の見聞は、Aston, Brighton and Preston, Hull, Norwich, Nottingham, West Bromwich, Widnes, および Wolverhampton の学務委員会は、当時、基準を持っていなかったと述べている。
- (81) Nottinghamshire Archives, Nottingham SB, byelaws committee minutes, 23 Jan. 1888. Darlington の学務委員会は給付の申請を「実情に即して」考慮し、貧困の基準を採用せよとの提案を1874年と1883年に拒否した (SBC, 16 May 1874, p. 496; 21 April 1883, p. 399)。Leicester の学務委員会は1890年に、Charity Organization Society に金を払って給付申請を調査してもらった (SBC, 17 Jan. 1891, p. 59)。
- (82) *Wakefield Express*, 9 ct. 1875, p. 2. この報告書は貧乏の基準について述べていない。Wakefield の学務委員会の記録は失われた。
- (83) SBC, 15 April 1876, pp. 383-4.
- (84) SBC, 20 Nov. 1886, p. 557 (Burnley Union); 10 Sept. 1887, p. 256 (Bolton and South Shields): Nottinghamshire Archives, Nottingham SB, byelaws committee minutes 23 Jan. 1888 (Leeds and Sheffield). Sheffield からの報告によると、基準は「なかった」が、「家賃支払い後の家族の週所得が一人当たり3シリング程度ならば、たいてい申請は疑われた。家族の人数やその他の事情が考慮された」。Oldham と Birmingham については、注の(98)と(106)を参照。
- (85) *R. C. on education* (P. P. 1887, XXX), QQ. 46, 638-9; 家賃の支払い前か後かは不明。
- (86) SBC, 19 Aug. 1871, p. 17. 引き下げられた基準は、家賃支払い後に2, 3, 4人の家族について7.5シリング, 9.5シリング, 10.5シリング (ママ) で、一人増えるごとに2シリングずつ追加した (Report, P. P. 1872, XXII, p. 137)。
- (87) その基準は週当たり二人家族は9シリング, 3人家族は11.5シリング, 4人家族は13.5シリング, 5人家族は15.5シリング, 6人家族は17シリング, 7人家族は18.5シリングで、家族が一人増えるごとに1.5シリングを追加した。最初の提案は、5人家族より少ない家族については、6ペンス高かった (SBC, 9 Mar. 1872, p. 109)。
- (88) 2人, 3~4人, 5または6人の家族について、家賃差し引き後の一人当たりの所得はそれぞれ4シリング, 3シリング, 2.5シリングであった (Report, P. P. 1872, XXII, p. 47)。
- (89) 2, 3, 4, 5, 6人またはそれ以上の家族について、週当たりの家賃差し引き後の一人当たりの所得は、4シリング, 3.5シリング, 2シリング9ペンス, 2.5シリング, 2シリング3ペンス (Report, P. P. 1872, XXII, p. 85)。この基準は学務委員会の報告書に公表された。例えば Rochdale School Board, Report, 1885-1886, p. 10。
- (90) 2, 3, 4, 5, 6人および7人以上の家族について、家賃歳費季語の週当たりの一人当たりの所得は、3.5シリング, 3シリング, 2シリング9ペンス, 2.5シリング, 2シリング3ペンス, および2シリングだった。学務委員会は、基準に示された所得移譲の特別な場合に、不公平な扱いで授業料を免除した (Newham Local Studies Library, West Ham SB, minutes, vol. I, pp. 189-90, 7 Ma7 1872)。
- (91) SBC, 23 Feb. 1884, p. 196.
- (92) 二人家族については、家賃差し引き後一人あたり3.5シリング, 3人家族については3シリング, 4人家族については2.5シリング, 5人家族については2シリング4ペンス, 6人家族については2シリング, 7人家族については1シリング10ペンス, 8人家族については1シリング8ペンス, 9人家族については1.5シリングだった (SBC, 30 Juo. 1887, p. 105)。
- (93) SBC, 10 Sept. 1887, p. 256.
- (94) SBC, 1 Jan. 1887, p. 6; *R. C. on education* (P. P. 1887, XXX), Q 46, 841.
- (95) Bristol Record Office, Bristol SB, minutes vol. 6, p. 402, 12 March 1886.
- (96) John Cooper's handbill, reproduced in Harris, *Popular education*, p. 76; *Wallsall Observer*, 23

Jan 1886, p.6.

- (97) SBC, 24 May 1884, p.519. その限度を 20 シリングに引き上げようとして失敗した提案者は、3 人の子供のための授業料は週当たり、1 シリングか 1 シリング 2 ペンスだと述べた。
- (98) 1887 年から、その基準は家賃差し引き後、二人家族の所得が 8 シリング、3 人家族で 10 シリング、4 人家族で 13 シリング、5 人家族で 15 シリング、6 人家族で 17 シリング、7 人家族で 19.5 シリング、さらに一人増えるごとに 1.5 シリングが追加された。所得が基準以上でも、特別な理由を示すことができる親も、授業料を免除された (*Report*, P. P. 1872, XXII, p. 127; Oldham Metropolitan Borough Council Archives, Oldham SB, minutes, 11 mar. 1887; Oldham SB, *Report*, p. 75)。
- (99) Bradford では、所得は家賃と救貧税以外の地方税とを除いて計測された。その基準は 1877 年に二人家族の 8 シリング、3 人家族の 10 シリング、4 人家族の 12 シリング、プラス一人増えるごとに 1.5 シリングを追加から、二人家族の 8 シリング、3 人家族の 10.5 シリング、4 人家族の 13.5 シリング、それに 5 番目、6 番目、7 番目と増えるごとに 1.5 シリングずつ追加、8 人家族に 20 シリング、プラス一人増えるごとに 1.5 シリングを追加して引き上げられた (West Yorkshire Archives, Bradford SB, attendance committee minutes, vol. I, 11 Sept. 1877, p. 306)。後者の基準は 1888 年に用いられていたことが報告されている (Nottinghamshire Archives, Nottingham SB, byelaws committee minutes, 23 Jan. 1888)。1878 年に Newcastle で採用された基準は、総所得を基準にした点を除けば、Bradford の 1877 年の基準と同一だった。それは 1889 年に二人家族には 12 (総所得) シリングとし、各々の家族に 2 シリングを増し、7 人家族では 22 シリングとした。そして各々に一人増すごとに 1.5 シリングを追加した。この基準は、1891 年以後も授業料を取った二つの学校で用いられ続けた (Tyne and Wear Archives, Newcastle SB, minutes, vol. 3, 11 Apr. 1878; vol. 7, 16 Nov. 1889, Triennial Report for 1891, p. 33)。
- (100) Feinstein, 'New look,' p. 151. 家賃を除けば、イングランドとウエイルズの各地で生活費に大差は無かったと思われる (Hunt, *Regional wage variations*, p. 357; *Cost of living*, P. P. 1908, CVII, p. xxxii)。
- (101) 生活必需品の費用の 1880 年代の計算が Gillie 'Originn,' pp. 724, 729 に示されている。
- (102) Chamberlain, *Free schools*, p. 10.
- (103) West Yorkshire Archives, Bradford SB, attendance committee minutes, vol. 11 Sept. 1877, p. 306.
- (104) R. C. *on education* (P. P. 1887, XXX) QQ. 30, 105-6. 1875 年に採用された基準は、14 歳以上の子のいかなる稼得も除いて、二人家族に 8 シリング、次に 4 人増えるまでは増えた数に応じて、各々に 2 シリング、7 人以上の家族には、増えた人数に応じて各々 1 シリングずつ追加した。この基準は 1884 年に引き上げられて、二人家族には 14 シリング、増えた人数には各々 2 シリング、最大総計 26 シリングとした。両親以外の者の稼得は、総計から除かれたが、これらの家族は家族の所得を計算するとき、いまや除外されるようになった。1884 年の基準は厳密な意味で家賃差し引き前ではなかった。なぜならば、所得のうち、一部屋につき 3 シリング以上の家賃を支払った分は無視されたからである (London Metropolitan Archive, School Board for London, byelaws committee minutes, 7 Oct. 1875, 19 Nov. 1884)。
- (105) 1 シリングは無視された (注(104)を参照)、21 シリングは 20 シリングと同じに扱われ、それは、この基準が 6 人家族に認めた支給額だった。Booth の数字とロンドンの学務委員会の基準の関係については拙稿 'Origin' に述べてある。
- (106) Birmingham City Archives, Birmingham SB, minutes, vol. 4, p. 639, 5 July 1883; appendix, p. 654, 2 Aug. 1883. Nottingham の学務委員会からのアンケートにこの学務委員会が説明したように、「賃金や小遣いを稼ぐ年長の子達は稼ぐのと同額の扶養費がかかるので」数えられなかった。そして「高齢者は家族と同居ならば、家族の数に含められた」。Nottingham の基準は二人家族に対して家賃差し引き後で 7 シリング、一人増えるごとに 3 シリング追加するものであった。学齢以上の子達は

含められたが、家賃のために出された金額だけが加算された (Nottinghamshire Archives, Nottingham SB, byelaws committee minutes, 23 Jan. 1888)。

参考文献

- Adams, F., *History of the elementary school contest in England* (1882).
- Balfour, G., *The educational system of Great Britain and Ireland* (1898).
- Booth, C., 'The inhabitants of Tower Hamlets (School Board Division), their condition and occupations,' *Journal of the Royal Statistical Society*, L (1887), pp. 327-401.
- Booth, C., 'Condition and occupations of the people of east London and Hackney,' *Journal of the Royal Statistical Society*, LI (1888), pp. 276-339.
- Bosanquet, H., 'The poverty line,' *Charity Organisation Review*, XIII (1903), pp. 321-325.
- Bryce, J., 'Outdoor relief' in *Report of the first annual poor law conference of the south midland district, held at the town hall, Northampton, on the 27th January*, 186, pp. 7-37.
- Burnett, J., 'The rise and decline of school meals in Britain' in J. Burnett and D. J. Oddy, eds., *The origin and development of food policies in Europe* (1994), pp. 55-69.
- Chamberlain, J., Free schools: report of a debate in the Birmingham school board held on Friday, June 18 1875 (Birmingham, 1875).
- Charity Organisation Society, *Employment: report of the sub-committee appointed by the council of the Charity Organization Society* (1871).
- Edinburgh Association for Improving the Condition of the Poor, 'Report on supplementing parochial relief and on the subject of out-door relief generally,' in T. Ivory, ed., *Pauperism and the poor laws* (1870), pp. 17-26.
- Ensor, R., *England 1870-1914* (1936).
- Feinstein, C., 'A new look at the cost of living,' J. Foreman-Peck, ed., *New perspectives on the late Victorian economy: essays in quantitative economic history, 1860-1914* (1991), pp. 151-179.
- Gilbert, B. B., *The evolution of national insurance in Great Britain* (1973).
- Gillie, A., 'Rowntree, poverty lines and school boards' in J. Bradshaw and R. Sainsbury, eds., *Getting the measure of poverty: the early legacy of Seebohm Rowntree* (Aldershot, 2000), pp. 85-108.
- Gillie, A., 'The origin of the poverty line,' *Economic history Review*, XLIX (1996), pp. 715-730, repr. in N. Barr, ed. *economic theory and the welfare state col. II* (Cheltenham, 2001), pp. 375-390.
- Glennerster, H., Hills, J., Piachaud, D., and Webb, J., *One hundred years of poverty and policy* (York, 2004).
- Harris, B., *The origins of the British welfare state: social welfare in England and Wales, 1800-1945* (Basingstoke, 2004).
- Harris, T., *Popular education Walsall, 1760-1955* (Walsall, 1997).
- Hunt, E. H., *Regional wage variations in Britain, 1850-1914* (1973).
- Lewis, J., 'Parents, children, school fees, and the London School Board, 1870-1890,' *History of Education*, 11 (1982), pp. 291-312.
- Machin, G. I. T., *Politics and the Church in Great Britain, 1869-1921* (1987).
- Mair, R. H. ed., *The school boards: our educational parliaments* (1872).
- Marsden, W. E., *Unequal educational provision in England and Wales: the nineteenth century roots* (1987).
- Morley J., *The struggle for national education* (1873).
- National Education League, *Analysis of the bye-laws of ninety-six school boards, showing the manner in which the provisions of the Elementary Education Act, 1870, are about to be carried out in various*

- towns and districts in England and Wales* (Birmingham, 1872).
- National Education Union, *Authorised report of a conference on behalf of voluntary schools held at the Westminster Palace Hotel, London, 12 June 1879* (1879).
- National Education Union, *The ninth annual report* (1879).
- Oldham School Board, *Report of the work of the board for 1886-1888* (1889).
- Parry, J. P., *Democracy and religion. Gladstone and the Liberal party, 1867-1875* (1986).
- Poor Law Conference, *Reports of the poor law district conferences held during the year 1877* (1878).
- Poor Law Conference, *Reports of the poor law district conferences held during the year 1878* (1879).
- Poor Law Conference, *Reports of the poor law district conferences held during the year 1885* (1886).
- Poor Law Conference, *Reports of the poor law district conferences held during the year 1887* (1888).
- Rochdale School Board, *Report of the proceedings of the school board for the borough of Rochdale, 1885-1886* (Rochdale, 1887).
- Rodgers, B., 'The Medical Relief (Disqualification Removal) Act 1885,' *Parliamentary Affairs*, 9 (1995-6), pp. 188-194.
- Rowntree, B. S., *Poverty: a study of town life* (1901).
- Rowntree, B. S., *The 'poverty line': a reply* (1903).
- Rubinstein, D., *School attendance in London, 1870-1904: a social history* (Hull, 1969).
- Simey, M. B. and Simey, T. S., *Charles Booth, social scientist* (1960).
- Smith, P., *Disraelian conservatism and social reform* (1967).
- Sutherland, G., *Policy-making in elementary education, 1870-1895* (1973).
- Watts, J., 'The work of the first Manchester school board,' *Transactions of the Manchester Statistical Society* (1873-4), pp. 1-24.

Official publications

- Report of the committee of council on education, appendix: byelaws of school boards* (P. P. 1872, XXII; P. P. 1875, XXIV; P. P. 1876, XXIII).
- Returns from each school board in England and Wales, of the number of cases in which, during the year 1872, the school fees of any children have been paid under sec. 25 of the Elementary Education Act, 1870, with the rate at which such fees have been paid, and the total amount paid. And, with similar particulars of cases in which the school fees have been remitted under sec. 17 of the act* (P. P. 1873, LII).
- Return of the amounts paid in school fees in the ears ended Lady Day 1881, 1882 and 1883 by the Boards of Guardians within the metropolitan area* (P. P. 1884, LXI).
- Royal Commission on the elementary education acts in England and Wales* (P. P. 1887, XXX).
- Select Committee on poor law relief* (P. P. 1888, XV).
- Cost of living of the working classes: report of an enquiry by the Board of Trade into working-class rents, housing and retail prices together with standard rates of wages prevailing in certain occupations in principal industrial towns of the United Kingdom* (P. P. 1908, CCVII).

訳者あとがき

B. Seebohm Rowntree が著書 *Poverty, A Study of Town Life* の中で poverty line という用語と概念を使った 1901 年より前に、その概念が既に存在していたことが、この論文の著者 Alan

Gillie によって初めて多くの人に示された。その論が明らかにしたことは、救貧法のもとで救済給付の対象となる貧困の水準と、1870年初等教育法によって設置された各地の公立初等学校の学務委員会が授業料を給付する対象とした貧乏とは異なるということであった。すなわち救貧法の貧民救済の基本的理念は、貧民を餓死から免れさせる事に留まったので、救済を受ける貧民とは、餓死寸前の生活水準に陥った人々であったのと異なって、学務委員会が子の授業料を代納なり免除した家庭は、貧しかったが餓死水準ではなかったのである。学務委員会にとって、児童が初等教育を受けるのは贅沢でなく、生活必需品の一つであった。餓死水準でなくても、子のために初等学校の授業料を払う余裕の無い親に授業料を給付することは、救貧法の伝統を逸脱することであったが、初等学校の学務委員は敢えてその親達を貧乏と認定し、扶助したのであった。これは後に社会福祉政策の中で発展したシヴィルミニマムという概念の萌芽の一つであったと考えられる。イギリスにおける近代的な社会福祉と生活保護政策の展開の歴史を理解する上で、この論文は注目に値するので、ここに全文を翻訳した次第である。

論文全文の翻訳を掲載するにあたっては、先ず著者 Allan Gillie 氏の承諾を得て、出版社と契約を結んだ。契約の詳細は以下のとおりである。

Permission Contract

Date: 16th September, 2009

Contract No.: 0064090

Requested Content: *Economic History Review*, Vol. 61: 2, pp. 302-325.

著者には翻訳が掲載された『城西大学大学院研究年報』を2部寄贈することを約束した。

2009年11月11日

原 剛